戸籍証明書等の広域交付について(お知らせ)

1請求できる方

本人、配偶者、父母・祖父母など(直系尊属)、子・孫など(直系卑属)

- ※婚姻等で除籍されたきょうだいの戸籍は請求できません。
- ※委任状による代理人からの請求はできません。
- ※郵送による請求はできません。

②請求できる証明書

| 証明書 | 手数料 |
|-----------------|-------|
| 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) | 450 円 |
| 除籍全部事項証明書 | |
| 除籍謄本 | 750 円 |
| 改製原戸籍謄本 | |

- ※戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、除籍個人事項証明書、除籍抄本、改製原戸籍抄本、附票、身分証明書、独身証明書は請求できません。直接本籍地のある市区町村役場戸籍担当課へ請求してください。
- ※コンピュータ化されていない、紙で管理されている戸籍は請求できません。

③本人確認書類

官公署発行の顔写真付きの身分証明書(有効期限内のもの)

※広域交付では、通常の戸籍謄本等の請求よりも厳格な本人確認が定められているため、健康保険証、年金手帳等は本人確認書類として認められません。

4注意事項

出生から死亡まで等、過去に遡っての請求 は発行に非常に時間がかかります。請求内 容によっては翌日以降の交付となることが あります。

詳しくは窓口までお問い合わせください。

総合窓口課・各支所市民福祉課